

JUAVISドローンワールド 講習契約書特約条項

入校申込者（以下「甲」という）はJUAVIS ドローンワールド（以下「乙」という）に入校するにあたり以下の契約条項を確認し、承諾いたしました。

第1条（入校について）

甲からの入校申込を乙が受付けた場合であっても、次の各項いずれかに該当する場合、入校を認めないものと致します。

- ① 甲に第2条に示す技術証明書取得事由に欠格があるとき。
- ② 甲が、著しく視力が低い場合や文字若しくは言語の理解不足があり、講習に支障が生じると乙が判断した場合。
- ③ 甲が暴力団その他の反社会勢力に属する場合、又は粗野な言動や他人に多大な迷惑をかける行為等により、甲又はその他の者の講習に支障を生ずる場合。

第2条（技術証明書取得について）

1 甲は、次の各号に掲げるドローンの安全な操縦に支障のある症状を有していません。

- ① 過去5年以内において、病気（治療に伴う症状を含む）を原因とするか、原因が明らかではないが、意識を失ったことがある。
- ② 過去5年以内において病気を原因として、体の全部又は一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- ③ 過去5年以内において、十分な睡眠時間をとっているにも関わらず、活動している時間に眠り込んでしまった回数が週に3回以上ある。
- ④ 病気を理由として、医師から、自動車の運転免許の資格取得または運転を控えるように助言を受けている。
- ⑤ ベースメーカー等の電磁波の影響を受ける可能性がある医療機器を使用している。
（上記医療器具を使用している場合は、事前に医師に確認して下さい。）
- ⑥ 妊娠をしている。

2 講習の終了後、前第1項の技術証明欠格があることにより、甲が技術証明書を取得できなかった場合でも、乙は、甲からの受領済み代金の一切を返金できません。

3 乙が発行する技能認定資格及び全ての認定物において、法律で定められた免許等でない事を確認し承諾します。

第3条（講習中の甲及び乙の義務）

- 1 乙は、講習を行うにあたり、その安全確保に努めます。講習中の事故について、乙以外の者に責のある事案に関しましては、損害賠償等の責任は負いません。
- 2 甲は、乙の指導員の指示を守り、安全確保に努めます。
- 3 甲は、乙の指導員の指示に従わずに故意または過失により損害が発生した場合は、その補償金は全額甲の自己負担とします。
- 4 甲は災害、その他突発事態の為、正常な講習が行われない場合、その損害請求は致しません。
- 5 甲は、講習中に知り得た情報を漏洩したことにより発生した損害については、漏洩の目的と意図に関わらず乙より法的措置が講じられる場合があることを了承します。
- 6 甲は、自己の貴重品を含める所持品を自己の責任において管理します。

第4条（受講料・諸費用）

- 1 受講料のお支払いは乙の指定する方法で指定期日までにお支払いください。尚、振込にかかる手数料は甲のご負担となります。
- 2 受講に伴い発生する交通費・宿泊費の諸費用は甲のご負担となります。
- 3 納付された受講料に関しましては、キャンセルがありましても返還しないものと致します。

第5条（講習開催の注意事項）

- 1 乙は運営及び管理上やむを得ない場合、甲に事前の通知なく講習の中止、中断することができるものとします。
- 2 強風、雨、雷、雪等の悪天候時には中止又は中断することがあります。

第6条（個人情報の取得と利用）

甲は受講するにあたり乙より求められた情報は速やかに提出します。また、住所・氏名・電話番号・電子メールアドレス等提出している情報に変更が生じた際は、速やかに乙へ報告致します。

第7条（条項の変更）

本特約条項は事情により告知無しに変更されることがあります。